

電子的診療情報連携体制整備加算

令和8年6月の診療報酬改定に伴う電子的診療情報連携体制整備加算について、下記の通り対応します。

- ・ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を閲覧、活用できる体制を有しています。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しております。

※初診時9点、再診時2点（それぞれ月1回）が算定されます。

